

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部を改正する政令 参照条文

目次

○ 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百一十一号）（抄）	1
○ 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）（抄）	4
○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）	13
○ 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（平成二十年条約第十六号）（抄）	14
○ 令和二年外務省告示第四百九十四号	19

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「相互承認協定」とは、我が国が締結する条約その他の国際約束のうち、我が国と我が国以外の締約国が、適合性評価手続（特定の機器が各締約国の関係法令等（特定の機器に関する法令及びその運用に関し各締約国の当局が発する告示その他の定めをいう。次条第一項において同じ。）に定める技術上の要件に適合しているかどうかを決定するための手続をいう。以下この条において同じ。）の結果（当該結果の表示及び証明書を含む。第三項及び第四項において同じ。）を相互に受け入れることを内容とするものであって、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「特定機器」とは、特定輸出機器及び特定輸入機器をいう。

3 この法律において「特定輸出機器」とは、相互承認協定の締約国である外国（以下「外国」という。）が当該相互承認協定の規定により適合性評価手続の結果を受け入れることとなる通信端末機器、無線機器及び電気製品をいう。

4 この法律において「特定輸入機器」とは、我が国が相互承認協定の規定により適合性評価手続の結果を受け入れることとなる通信端末機器、無線機器及び電気製品をいう。

5 この法律において「適合性評価機関」とは、相互承認協定に規定する機関であつて、適合性評価手続を実施するものをいう。

6 この法律において「登録」とは、相互承認協定の規定により行われる適合性評価機関の登録をいう。

7 この法律において「国外適合性評価事業」とは、特定輸出機器に関する適合性評価手続を実施する事業をいう。
（認定）

第三条 国外適合性評価事業を行おうとする者は、国外適合性評価事業の区分（相互承認協定ごとに、かつ、相互承認協定に規定する外国の關係法令等の別に応じて政令で定める国外適合性評価事業の区分をいう。以下同じ。）に従い、主務大臣の認定を受けることができる。

2 前項の認定は、対象とする特定輸出機器の種類その他業務の範囲を限定して行うことができる。

3・4 （略）

（認定の基準）

第五条 主務大臣は、第三条第一項の認定の申請が、相互承認協定に規定する指定基準であつて、国外適合性評価事業の区分に応じて政令で定めるものに即して主務省令で定める認定の基準に適合すると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

2 主務大臣は、第三条第一項の国外適合性評価事業の認定のための審査に当たっては、主務省令で定めるところにより、申請に係る国外適合性評価事業の実施に係る体制について実地の調査を行うものとする。

(認定の更新)

第六条 第三条第一項の認定は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第三条第三項及び前二条の規定は、前項の認定の更新に準用する。

(変更の認定等)

第七条 認定適合性評価機関は、第三条第三項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 (略)

3 第五条の規定は、第一項の変更の認定に準用する。

4・5 (略)

(指定調査機関による調査)

第十四条 主務大臣は、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に第五条第二項(第六条第二項及び第七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による調査(以下単に「調査」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2〜4 (略)

(機構による調査業務実施)

第三十六条 主務大臣(第四十四条第一項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。以下この条、次条第四項から第六項まで及び第三十九条において同じ。)は、調査の業務を自ら行う場合において必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)に、当該調査の業務の全部又は一部を行わせることができる。

2〜4 (略)

(手数料)

第四十条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

一 第三条第一項の認定又はその更新を受けようとする者

二 第七条第一項の変更の認定を受けようとする者

2 機構が行う調査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を機構に納めなければならない。

3 5 (略)

(主務大臣等)

第四十四条 第二章、第三章及びこの章における主務大臣は、政令で定めるところにより、総務大臣又は経済産業大臣とする。

2・3 (略)

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）（抄）

（相互承認協定）

第一条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。

一～三 （略）

（国外適合性評価事業の区分）

第二条 法第三条第一項の政令で定める国外適合性評価事業の区分は、次の各号に掲げる関係法令等（法第二条第一項に規定する関係法令等という。以下この条において同じ。）に定める技術上の要件について、当該各号に定める特定輸出機器に関し実施する国外適合性評価事業の区分とする。

- 一 日欧協定の通信端末機器及び無線機器に関する分野別附属書（以下この条及び次条において「日欧協定通信端末機器等附属書」という。）第B部第二節の表の上欄第一号に掲げる関係法令等 同部第一節の表の上欄に掲げる関係法令等に定める通信端末機器及び無線機器
- 二 日欧協定通信端末機器等附属書第B部第二節の表の上欄第二号に掲げる関係法令等 同部第一節の表の上欄に掲げる関係法令等に定める通信端末機器及び無線機器
- 三 日欧協定通信端末機器等附属書第B部第二節の表の上欄第三号に掲げる関係法令等 同部第一節の表の上欄に掲げる関係法令等に定める通信端末機器及び無線機器
- 四 日欧協定の電気製品に関する分野別附属書（以下この条及び次条において「日欧協定電気製品附属書」という。）第B部第二節の表の上欄第一号に掲げる関係法令等 同部第一節の表の上欄に掲げる関係法令等に定める電気製品
- 五 日欧協定電気製品附属書第B部第二節の表の上欄第二号に掲げる関係法令等 同部第一節の表の上欄に掲げる関係法令等に定める電気製品
- 六 日シ協定附属書Ⅲの通信端末機器及び無線機器に関する分野別附属書（次条において「日シ協定通信端末機器等附属書」という。）第B部第二節の表の下欄に掲げる関係法令等 同部第一節の表の下欄に掲げる関係法令等に定める通信端末機器及び無線機器
- 七 日シ協定附属書Ⅳの電気製品に関する分野別附属書（次条において「日シ協定電気製品附属書」という。）第B部第二節の表の下欄に掲げる関係法令等 同部第一節の表の下欄に掲げる関係法令等に定める電気製品

八 日米協定附属書第一節の表の上欄に掲げる関係法令等 同附属書第六節の表の上欄に掲げる通信端末機器及び無線機器
(指定基準)

第三条 法第五条第一項の政令で定める指定基準は、次の各号に掲げる国外適合性評価事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
一〜八 (略)

(国外適合性評価事業に係る認定の有効期間)

第四条 法第六条第一項の政令で定める期間は、次のとおりとする。

- 一 第二条第一号から第五号までに係る国外適合性評価事業の区分については、四年
- 二・三 (略)

(認定等の申請に係る手数料の額)

第十条 法第四十条第一項各号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 主務大臣が法第五条第二項（法第六条第二項及び第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下単に「調査」という。）の業務の全部を自ら行う場合 別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める額）

二 主務大臣が法第十四条第一項の規定により同項の指定調査機関に調査の業務の全部を行わせる場合及び法第三十六条第一項の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に調査の業務の全部を行わせる場合 イからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 法第三条第一項の認定を受けようとする者 五万六千六百円（電子申請による場合にあつては、五万二千二百円）

ロ 法第六条第一項の認定の更新を受けようとする者 三万六千九百円（電子申請による場合にあつては、三万六千五百円）

ハ 法第七条第一項の変更の認定を受けようとする者 五万六千六百円（電子申請による場合にあつては、五万二千二百円）

三 (略)

(機構が行う調査に係る手数料の額)

第十一条 機構が行う調査を受けようとする者が法第四十条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 主務大臣が機構に調査の業務の全部を行わせる場合 別表第二に掲げる額
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 別に政令で定める額

(主務大臣)

第十三条 法第四十四条第一項の政令で定める主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 第二条第一号、第六号及び第八号に係る国外適合性評価事業に関する事項については、総務大臣
- 二 第二条第二号及び第三号に係る国外適合性評価事業に関する事項については、総務大臣及び経済産業大臣
- 三 第二条第四号、第五号及び第七号に係る国外適合性評価事業に関する事項については、経済産業大臣

別表第一(第十条関係)

手数料を納めなければならない者	手数料の額	電子申請による場合における手数料の額
一 法第三条第一項の認定を受けようとする者 イ 第二条第一号に係る国外適合性評価事業(以下「第一号事業」という。)に係る認定 ロ 第二条第二号に係る国外適合性評価事業(以下「第二号事業」という。)に係る認定 ハ 第二条第三号に係る国外適合性評価事業(以下「第三号事業」という。)に係る認定	申請一件につき 百六十八万五千九百円 九十八万九千五百円 四十五万九千四百円	申請一件につき 百六十八万五千円 九十八万八千六百円 四十五万八千六百円

<p>ニ 第二条第四号に係る国外適合性評価事業（以下「第四号事業」とい う。）に係る認定</p> <p>ホ 第二条第五号に係る国外適合性評価事業（以下「第五号事業」とい う。）に係る認定</p> <p>ヘ 第二条第六号に係る国外適合性評価事業（以下「第六号事業」とい う。）に係る認定</p> <p>ト 第二条第七号に係る国外適合性評価事業（以下「第七号事業」とい う。）に係る認定</p> <p>チ 第二条第八号に係る国外適合性評価事業（以下「第八号事業」とい う。）に係る認定</p>	<p>九十八万九千五百円</p> <p>四十五万九千四百円</p> <p>百二十三万九千三百円</p> <p>九十八万九千五百円</p> <p>三百二十一万二千二百円</p>	<p>九十八万八千六百元</p> <p>四十五万八千六百元</p> <p>百二十三万八千四百円</p> <p>九十八万八千六百元</p> <p>三百二十一万三百円</p>
<p>二 法第六条第一項の認定の更新を受けようとする者</p> <p>イ 第一号事業に係る認定の更新</p> <p>ロ 第二号事業に係る認定の更新</p> <p>ハ 第三号事業に係る認定の更新</p> <p>ニ 第四号事業に係る認定の更新</p> <p>ホ 第五号事業に係る認定の更新</p> <p>ヘ 第六号事業に係る認定の更新</p> <p>ト 第七号事業に係る認定の更新</p>	<p>申請一件につき</p> <p>百六十七万二千二百円</p> <p>九十七万四千八百円</p> <p>四十四万四千七百円</p> <p>九十七万四千八百円</p> <p>四十四万四千七百円</p> <p>百二十二万四千六百円</p> <p>九十七万四千八百円</p>	<p>申請一件につき</p> <p>百六十七万三百円</p> <p>九十七万三千九百元</p> <p>四十四万三千八百円</p> <p>九十七万三千九百元</p> <p>四十四万三千八百円</p> <p>百二十二万三千七百円</p> <p>九十七万三千九百元</p>

<p>チ 第八号事業に係る認定の更新</p>	<p>三百十九万六千四百円</p>	<p>三百十九万五千六百円</p>
<p>三 法第七条第一項の変更の認定を受けようとする者</p> <p>イ 第一号事業に係る変更の認定</p> <p>ロ 第二号事業に係る変更の認定</p> <p>ハ 第三号事業に係る変更の認定</p> <p>ニ 第四号事業に係る変更の認定</p> <p>ホ 第五号事業に係る変更の認定</p> <p>ヘ 第六号事業に係る変更の認定</p> <p>ト 第七号事業に係る変更の認定</p> <p>チ 第八号事業に係る変更の認定</p>	<p>申請一件につき</p> <p>七十万二千二百円</p> <p>四十三万九百円</p> <p>二十三万五千七百円</p> <p>四十三万九百円</p> <p>二十三万五千七百円</p> <p>五十一万六千三百円</p> <p>四十三万九百円</p> <p>百二十五万八千六百円</p>	<p>申請一件につき</p> <p>七十万三千三百円</p> <p>四十三万円</p> <p>二十三万四千八百円</p> <p>四十三万円</p> <p>二十三万四千八百円</p> <p>五十一万五千四百円</p> <p>四十三万円</p> <p>百二十五万七千八百円</p>
<p>備考</p> <p>一 第一号事業に係る法第三条第一項の認定を受けようとする場合であつて、同条第二項の規定によりその業務の範囲を主務省令で定める範囲に限定して認定を受けようとするときは、一の項イに定める額にかかわらず、当該額を超えない範囲内で実費を勘案して主務省令で定める額とする。</p> <p>二 第一号事業に係る法第六条第一項の認定の更新を受けようとする場合であつて、法第三条第二項の規定によりその業務の範囲を主務省令で定める範囲に限定して同条第一項の認定を受けた者がその更新を受けようとするときは、二の項イに定める額にかかわらず、当該額を超えない範囲内で実費を勘案して主務省令で定める額とする。</p>		

三 第一号事業に係る法第七条第一項の変更の認定を受けようとする場合であつて、法第三条第二項の規定によりその業務の範囲を主務省令で定める範囲に限定して同条第一項の認定を受けた者が変更の認定を受けようとするときは、三の項イに定める額にかかわらず、当該額を超えない範囲内で実費を勘案して主務省令で定める額とする。

四 第八号事業に係る法第三条第一項の認定を受けようとする場合であつて、同条第二項の規定によりその業務の範囲を主務省令で定める範囲に限定して認定を受けようとするときは、一の項チに定める額にかかわらず、当該額を超えない範囲内で実費を勘案して主務省令で定める額とする。

五 第八号事業に係る法第六条第一項の認定の更新を受けようとする場合であつて、法第三条第二項の規定によりその業務の範囲を主務省令で定める範囲に限定して同条第一項の認定を受けた者がその更新を受けようとするときは、二の項チに定める額にかかわらず、当該額を超えない範囲内で実費を勘案して主務省令で定める額とする。

六 第八号事業に係る法第七条第一項の変更の認定を受けようとする場合であつて、法第三条第二項の規定によりその業務の範囲を主務省令で定める範囲に限定して同条第一項の認定を受けた者が変更の認定を受けようとするときは、三の項チに定める額にかかわらず、当該額を超えない範囲内で実費を勘案して主務省令で定める額とする。

七 第二号事業に係る法第三条第一項の認定又はその更新（以下「認定等」という。）を受けようとする者が同時に他の国外適合性評価事業に係る認定等を受けようとする場合における当該第二号事業に係る認定等についての手数料の額は、一の項ロ又は二の項ロに定める額から十四万八千八百円（第二号事業に係る認定等と同時に第四号事業に係る認定等を受けようとする場合にあつては、四十七万四千九百円）を減じた額とする。

八 第三号事業に係る認定等を受けようとする者が同時に他の国外適合性評価事業（第二号事業を除く。）に係る認定等を受けようとする場合における当該第三号事業に係る認定等についての手数料の額は、一の項ハ又は二の項ハに定める額から十四万八千八百円（第三号事業に係る認定等と同時に第五号事業に係る認定等を受けようとする場合にあつては、二十四万四千六百円）を減じた額とする。

九 一の総務大臣認定事業（第一号事業、第六号事業又は第八号事業をいう。以下同じ。）に係る認定等を受けようとする者が同時に他の総務大臣認定事業に係る認定等を受けようとする場合における当該他の総務大臣認定事業に係る認定等についての手数料の額は、それぞれ一の項イ、へ若しくはチ又は二の項イ、へ若しくはチに定める額から十四万八千八百円を減じた額とする。

十 一の経済産業大臣認定事業（第四号事業、第五号事業又は第七号事業をいう。以下同じ。）に係る認定等を受けようとする者が同時に他の経済産業大臣認定事業に係る認定等を受けようとする場合における当該他の経済産業大臣認定事業に係る認定等についての手数料の額は、それぞれ一の項ニ、ホ若しくはト又は二の項ニ、ホ若しくはトに定める額から十四万八千八百円を減じた額とする。

十一 第二条各号に係る国外適合性評価事業のうちいずれかの事業に係る認定を受けている者が他の国外適合性評価事業に係る認定等を受けようとする場合（当該認定を受けている国外適合性評価事業に係る認定等が当該他の国外適合性評価事業に係る認定等として申請した日前当該他の国外適合性評価事業に係る第四条に定める期間以内に行われたものであり、かつ、その手数料として一の項若しくは二の項に定める額（備考一から十までのいずれかの適用を受けた場合にあつては、それぞれ備考一から十までに定める額）又は別表第二の一の項に定める額（同表の備考一の適用を受けた場合にあつては、同表の備考一に定める額）を納めている場合であつて、その申請に際し、当該認定を受けていることを証する書類として主務省令で定める書類が添付されているときに限る。）における当該認定等についての手数料の額は、それぞれ一の項又は二の項に定める額から十四万八千八百円を減じた額とする。

ただし、第四号事業に係る認定を受けている者が第二号事業に係る認定等を受けようとする場合又は第二号事業に係る認定を受けている者が第四号事業に係る認定等を受けようとする場合における当該認定等についての手数料の額は、それぞれ一の項口若しくは二の項口又は一の項ニ若しくは二の項ニに定める額から四十七万四千九百円を減じた額とし、第五号事業に係る認定を受けている者が第三号事業に係る認定等を受けようとする場合又は第三号事業に係る認定を受けている者が第五号事業に係る認定等を受けようとする場合における当該認定等についての手数料の額は、それぞれ一の項ハ若しくは二の項ハ又は一の項ホ若しくは二の項ホに定める額から二十四万四千六百円を減じた額とする。

十二 第二条各号に係る国外適合性評価事業の認定等の申請に際し、当該認定等を受けようとする者が法令に基づく認定又は登録（法第五条第一項に規定する主務省令で定める認定の基準を認定又は登録の基準とするものとして主務省令で定めるものに限る。）

を受けていることを証する書類として主務省令で定める書類が添付されている場合における当該申請により認定等を受けようとする者が納めなければならない手数料の額は、それぞれ一の項又は二の項に定める額から十四万八千八百円を減じた額とする。

別表第二(第十一条関係)

手数料を納めなければならない者	手数料の額
一 法第三条第一項の認定又はその更新を受けようとする者 イ 第四号事業に係る認定又はその更新 ロ 第五号事業に係る認定又はその更新 ハ 第七号事業に係る認定又はその更新	申請一件につき 九十四万六千五百円 四十一万七千円 九十四万六千五百円
二 法第七条第一項の変更の認定を受けようとする者 イ 第四号事業に係る変更の認定 ロ 第五号事業に係る変更の認定 ハ 第七号事業に係る変更の認定	申請一件につき 三十八万二千七百円 十九万四千円 三十八万二千七百円
備考 一 一の経済産業大臣認定事業に係る認定等を受けようとする者が同時に他の経済産業大臣認定事業に係る認定等を受けようとする場合における当該他の認定等に関する調査についての手数料の額は、それぞれ一の項イからハまでに定める額から十五万八千八百円を減じた額とする。	

二 第二条各号に係る国外適合性評価事業のうちいずれかの事業に係る認定を受けている者が他の国外適合性評価事業（経済産業大臣認定事業に限る。）に係る認定等を受けようとする場合（当該認定を受けている国外適合性評価事業に係る認定等が当該他の国外適合性評価事業に係る認定等を申請した日前当該他の国外適合性評価事業に係る第四条に定める期間以内に行われたものであり、かつ、その手数料として一の項に定める額（備考一の適用を受けた場合にあっては、備考一に定める額）又は別表第一の一の項若しくは二の項に定める額（同表の備考一から十までのいずれかの適用を受けた場合にあっては、それぞれ同表の備考一から十までに定める額）を納めている場合であつて、その申請に際し、当該認定を受けていることを証する書類として主務省令で定める書類が添付されているときに限る。）における当該認定等に関する調査についての手数料の額は、それぞれ一の項イからハまでに定める額から十五万千八百円を減じた額とする。

三 経済産業大臣認定事業に係る認定等の申請に際し、当該認定等を受けようとする者が法令に基づく認定又は登録（法第五条第一項に規定する主務省令で定める認定の基準を認定又は登録の基準とするものとして主務省令で定めるものに限る。）を受けていることを証する書類として主務省令で定める書類が添付されている場合における当該認定等に関する調査についての手数料の額は、それぞれ一の項に定める額から十五万千八百円を減じた額とする。

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2／6 （略）

○包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（平成二十年条約第十六号）（抄）

第一・二条 一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

(a) (j) (略)

(k) 「日EU経済連携協定」とは、二千十八年七月十七日に東京で作成された経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定をいう。

(1) (b) (略)

第二十四・三条 効力発生

この協定は、この協定の効力発生のためのそれぞれの関係する国内法上の要件及び手続について当該要件を満たし、及び当該手続が完了した後、両締約国が合意する日に効力を生ずる。当該日は、日EU経済連携協定が英国について適用されなくなる日以後とし、並びに両締約国の政府間の外交上の公文の交換であつて、当該要件を満たしたこと及び当該手続が完了したことを相互に通告するものによつて特定する。

相互承認に関する議定書

第一条

1 この議定書の適用上、

(a) 「適合性評価手続」とは、製品又は工程が締約国の関係法令及び当該関係法令の運用のための規則（以下「運用規則」という。）に定める関連の技術上の要件を満たすかどうかについて、直接又は間接に決定するための手続をいう。

(b) 「適合性評価機関」とは、適合性評価手続を実施する機関をいう。「登録を受けた適合性評価機関」とは、第九条の規定に基づいて登録を受けた適合性評価機関をいう。

(c) 「指定」とは、締約国の指定当局が自国の関係法令及び運用規則に従つて行う適合性評価機関の指定をいう。

(d) 「指定当局」とは、一方の締約国の当局であつて、他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める要件に基づく適合性評価手続を実施し、並びに一方の締約国の領域に所在する適合性評価機関の指定、監視、指定の取消し、指定の効力の停止及び指定の効力の停止の解除を行う権限を有するものをいう。

(e) 「指定基準」とは、一方の締約国の指定当局による指定を受けるために一方の締約国の適合性評価機関が満たすことを要求される基準及び一方の締約国の指定を受けた一方の締約国の適合性評価機関が当該指定の後に継続して満たすことを要求される他の関連する条件であって、関連の分野別附属書に規定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に定めるものをいう。

(f) (j) (略)

2 (略)

第十五条

第二十四・三条の規定の適用を妨げることなく、両締約国の政府は、この協定の効力発生の日前にいつでも、外交上の公文の交換により、両締約国の政府が合意する日までのこの議定書を適用しないことを決定することができる。当該日については、両締約国の政府間の外交上の公文の交換によって特定する。

通信端末機器及び無線機器に関する分野別附属書

第B部

第一節 通信端末機器及び無線機器について定める関係法令及び運用規則

英国	日本国
<p>一 二千一十七年無線機器規則（S I 二〇一七・一二〇六）及びその改正</p> <p>二 純粹有線通信端末機器に関し、二千一十六年電磁両立性規則（S I 二〇一六・一〇九二）及びその改正</p>	<p>一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及びその改正</p> <p>二 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）及びその改正</p> <p>三 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）及びその改正</p> <p>四 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）及びその改正</p>

第二節 技術上の要件及び適合性評価手続について定める関係法令及び運用規則

<p style="text-align: center;">英国</p>	<p style="text-align: center;">日本国</p>
<p>一 二千十七年無線機器規則（S I 二〇一七・一二〇六）及びその改正</p> <p>二 二千十六年電磁両立性規則（S I 二〇一六・一〇九二）及びその改正</p>	<p>一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及びその改正</p> <p>二 端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）及びその改正</p> <p>三 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）及びその改正</p> <p>四 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）及びその改正</p> <p>五 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）及びその改正</p> <p>六 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）及びその改正</p>
<p style="text-align: center;">第三節 （略）</p> <p style="text-align: center;">第四節 指定基準について定める関係法令及び運用規則</p> <p>英国の要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定において日本国が適用する基準</p>	<p>日本国の要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定において英国が適用する基準</p> <p>一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及びその改正</p> <p>二 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）及びその改正</p> <p>三 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）及びその改正</p>
<p>一 二千十七年無線機器規則（S I 二〇一七・一二〇六）及びその改正</p> <p>二 二千十六年電磁両立性規則（S I 二〇一六・一〇九二）及びその改正</p>	<p>一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及びその改正</p> <p>二 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）及びその改正</p> <p>三 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）及びその改正</p>

	<p>四 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）及びその改正</p>
--	--

電気製品に関する分野別附属書

第B部

第一節 電気製品について定める関係法令及び運用規則

<p>英国</p> <p>二千十六年電磁両立性規則（S I二〇一六・一〇九一）及びその改正</p>	<p>日本国</p> <p>一 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）及びその改正</p> <p>二 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）及びその改正</p>
---	---

第二節 技術上の要件及び適合性評価手続について定める関係法令及び運用規則

<p>英国</p> <p>二千十六年電磁両立性規則（S I二〇一六・一〇九一）及びその改正</p>	<p>日本国</p> <p>一 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）及びその改正</p> <p>二 電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）及びその改正</p> <p>三 電気用品の技術上の基準を定める省令（平成二十五年経済産業省令第三十四号）及びその改正</p> <p>四 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（二〇一三〇六〇五商局第三号）及びその改正</p>
---	---

第三節 (略)

第四節 指定基準について定める関係法令及び運用規則

<p>英国の要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定 において日本国が適用する基準</p>	<p>二千十六年電磁両立性規則（S I 二〇一六・一〇九一）及びその改正</p>
<p>日本国の要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定において英国が適用する基準</p>	<p>一 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）及びその改正 二 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）及びその改正 三 電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）及びその改正</p>

○令和二年外務省告示第四百九十四号

令和二年十月二十三日に東京で署名された包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に関し、令和二年十二月十八日に東京で、同協定の効力発生のための国内法上の要件及び手続について、当該要件を満たしたこと及び当該手続が完了したことを通告する外交上の公文の交換が行われ、令和三年一月一日に効力を生ずるものとする事が決定した。よって同協定は、その第二十四・三条の規定に従い、同日に効力を生ずる。